

7月は福岡県同和問題啓発強調月間です。

同和問題の早期解決をめざして、国では部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に、福岡県では平成31年3月に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。また、福岡県では毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、各地でさまざまな行事や啓発イベントなどを実施し、差別をなくす取り組みを行っていますが、今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となるイベントが多くなっています。各イベントについては、下記問い合わせ先にお尋ねください。

- ◇市主催講演会：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- ◇県主催講演会：期日…10月31日(土)(時間は未定) 場所…クローバープラザセンター棟1階クローバーホール
- ◇人権作品展：小中高生の人権作品(ポスター・標語)を展示します。
日時：7月1日(水)～14日(火)まで 場所：いきいき情報センター2階イベント広場
日時：7月16日(木)～22日(水)まで 場所：市役所1階市民ギャラリー

問い合わせ 人権政策課 人権・同和政策係(☎内線443・474)

7月に開催予定でした市民講演会が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったことから、講師として予定していた川口泰司氏に、講演会と同様のテーマで執筆していただきました。

「寝た子」はネットで起こされる？～ネット時代の部落差別の現実～

一般社団法人山口県人権啓発センター 事務局長 川口泰司かわぐちやすし



【プロフィール】

1978年愛媛県宇和島市の被差別部落出身。中学時代、同和教育に本気で取り組む教員との出会いから解放運動に取り組むようになる。大学卒業後、(社)部落解放・人権研究所、(社)大阪市新大阪人権協会を経て、2005年より現職。
《主な著書》『ネット時代の部落差別』、『ネットと差別扇動』(共著)、『ハートで挑戦、自己解放への道』など多数。

「部落差別解消推進法」

2016年12月「部落差別解消推進法」(以下、推進法)が施行されました。法律の第1条では「現在もなお部落差別が存在する」と部落差別は「ある」と法律で認識し、「部落差別のない社会を実現すること」を目的に制定されました。特に第5条では「部落差別を解消するための教育及び啓発」として同和地区の有無にかかわらず全国の学校や市町村で部落問題学習の実施、社会啓発での取り組みを行わなければならないと定められています。

また、福岡県では2019年3月に「福岡県部落差別解消推進条例」も施行されました。県条例では、結婚や就職における差別、身元調査などを規制し、違反する事業所や県民に対して県が指導をおこなうなど、部落差別解消に向けた取り組みが求められています。

偏見・差別情報の氾濫

法制定の背景にはインターネット時代における部落差別の悪化・深刻化があります。現在、ネット上ではSNSなどを中心に部落に対するデマや偏見が吹き荒れており、「差別扇動教育」が日々進行している状況です。

部落問題について無知・無理解・無関心な人ほど、デマや偏見を鵜呑みにしています。「何も知らない子に部落問題を教える必要はない」「そっとしておけば自然になくなる」といった

「寝た子を起こすな」論や「自然解消論」は通用しません。「寝た子」はネットで起こされる」時代になっています。

2002年以降、全国的に同和教育が後退し、若い世代になるほど学校での部落問題学習経験が激減しています。逆にネット上ではデマや偏見・差別情報が氾濫し、これまでの同和教育の成果が一瞬にして壊される状況が起きています。

ネット時代における人権教育は「ワクチン教育」とも言えます。ウイルスが蔓延するネット社会を生きるためには、学校でしっかりとワクチンを打っておく必要があります。学校や地域・職場での同和教育がより重要になっていきます。

暴き／晒される部落(出身者)

現在、ネット上では「部落地名総鑑」が作成・拡散され、結婚や就職時の身元調査、不動産取引における土地差別調査に悪用されています。「部落出身者」リストまでもが作成され、個人名や住所・電話番号、顔写真などの個人情報ネット上に晒され、差別扇動情報とともに掲載されています。その結果、部落解放運動に取り組む団体事務所や個人宅に刃物入りの差別ハガキや嫌がらせの無言電話などの差別事件も各地で起きています。2017年の正月、私の自宅にも「※注エタ死ね」と書かれた年賀状が送り付けられ

てきました。小学生の娘が第1発見者であり、家族とともに非常にづらい思いをしました。

また、「部落地名総鑑」を公然と出版しようとする人物や同和地区の所在地情報の一覧をネット掲載、実際に各地の同和地区を撮影し、YouTubeなどの動画サイトに意図的に掲載するという悪質な事例もあります。これまでの半世紀にわたる身元調査お断り運動や就職差別撤廃の取り組みが、一瞬にして壊され始めている状況が起きています。

「無知・無理解・無関心」の怖さ

2019年1月、メルカリ(ネットオークション)に「部落地名総鑑」が1冊3000円、5000円円で出品され、3冊が売買されました。ネット上に拡散していた「部落地名総鑑」のデータが悪用されました。出品者は佐賀県の高校生だったことは教育関係者に大きな衝撃を与えました。

事件発覚後、その生徒は「部落地名総鑑」が就職差別や結婚差別の身元調査に悪用されてきたことも知らず、自身の行為を深く反省していました。出品者の高校生は部落差別の現実に対して「無知・無理解・無関心」だったからこそ、平気でネット上に「部落地名総鑑」を出品していました。「何も知らなければ差別なんてしない」ではなく、「何も知らないからこそ、平気で差別に加担した」という現実を深く受

け止める必要があります。今回の事件はどの地域の学校で起きてもおかしくない事件です。事件の背景には学校での同和教育の後退とネット版「部落地名総鑑」の拡散という課題があります。「寝た子を起こすな」は通用しません。あらためて、部落問題学習、人権教育の大切さを痛感させられた事件でした。

周囲の人たちが声をあげることの大切さ

目の前の差別やいじめ、ハラスメントなどの人権侵害に対して黙認するのではなく、差別者に対して「NO」と声をあげて、差別をさせない、許さないという行動を起こすことがとても大切です。その時にポイントとなるのは差別されている当事者でなく、非当事者の人たちが声をあげることです。

セクシャルマイノリティとともに生きる社会を目指しておこなわれるレインボーパレードには、LGBTQの当事者でない人たちが多く参加しています。ヘイトスピーチに「NO」と声をあげ路上で抗議行動をする人の多くは、在日韓国・朝鮮人ではなく日本人の人たちです。

差別は「する側」「される側」よりも、目の前の差別の現実に対して「なぐす側」なのか「残す側」なのかが問われています。差別されている当事者が差別者に対して声を上げることが大変だからです。だからこそ、目の前の差別の現実に対して、非当事者から



「ダイバーシティパレード 2018-WE ARE HERE-だれでもあったらええやん」の様子(左が筆者)

「差別を見抜く力」と「多様なアプローチ」

「差別を見抜く力」をつけるためには知識が必要。「差別を見抜いた」とは「おかしい」とアクションすることや大事。日々の生活で様々な不合理や差別に対して、ひとつずつ丁寧に「NO」とアクションするトレーニングをおこなうことがとても大切です。

直接、加害者に「おかしい」と抗議ができてなくても、その人なりのやり方で「多様なアプローチ」で対応することもできます。例えば、職場の飲み会で上司がセクハラ発言を続けていたとき、直接抗議ができなくてもわざと飲み物を倒して、会話を中断し、その

間に別の人が被害者を違う席へ移動させる、「今日は記念に動画を撮ります」と言って、スマホで動画を撮影しはじめる。セクハラに自覚がある上司は「まずい」と思って発言をやめるし、セクハラの内情がない人の発言を後日、被害の証拠として使うことができます。

大切なのは目の前の人権侵害、差別行為を一旦中止させること。そして、次は被害者を安全なところに避難させて、サポートしていくことです。サイレントマジョリティ(沈黙する多数派)でなく、自分にできる「多様なアプローチ」で差別・人権確立の社会をつくっていきませんか。

※注「エタ」という言葉は、江戸時代の身分制社会の中で、差別されていた人たちに押し使われた差別用語です。これらの言葉は、1871(明治4)年、当時の政府によって廃止する通達が出され現在に至っています。

今回は、部落差別の実態を市民の方に知っていただき、部落差別をなくすために一人ひとりが考え努力して欲しいという願いを込めて、筆者に送られたはがきの内容を掲載しています。